

議案第20号

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第2号)の施行に伴い、  
所要の改正を行うもの。

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長与町道路占用料徴収条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和27年法律第180号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 占用料の額の算定の基礎となる表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第3条第1号中「道路法」を「法」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

	占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	円 440
	第2種電柱		680
	第3種電柱		920
	第1種電話柱		400
	第2種電話柱		630
	第3種電話柱		870
	その他の柱類		40
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	4 2
	地下に設ける電線その他の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	390
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	240
	変圧塔その他これに類すもの及び公衆電話	1個につき 1年	790
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1	1,700

			平方メートルにつき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	790
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			36
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			71
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			95
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			240
	外径が1メートル以上のもの			470
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	790
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	870		
	地下に設ける通路	520		
	その他のもの	790		

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	17
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	170
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	標識		1本につき1年	630
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17
		その他のもの	1本につき1月	170
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170
	アーチ	車道を横断	1基につき	1,700

		するもの	1月	
		その他のもの		870
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1	790
政令第7条第3号に掲げる施設			平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	170
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額
その他			そのつど町長が定める額	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。